



団体総合生活保険

所得補償(病気やケガで働けない時への備え)

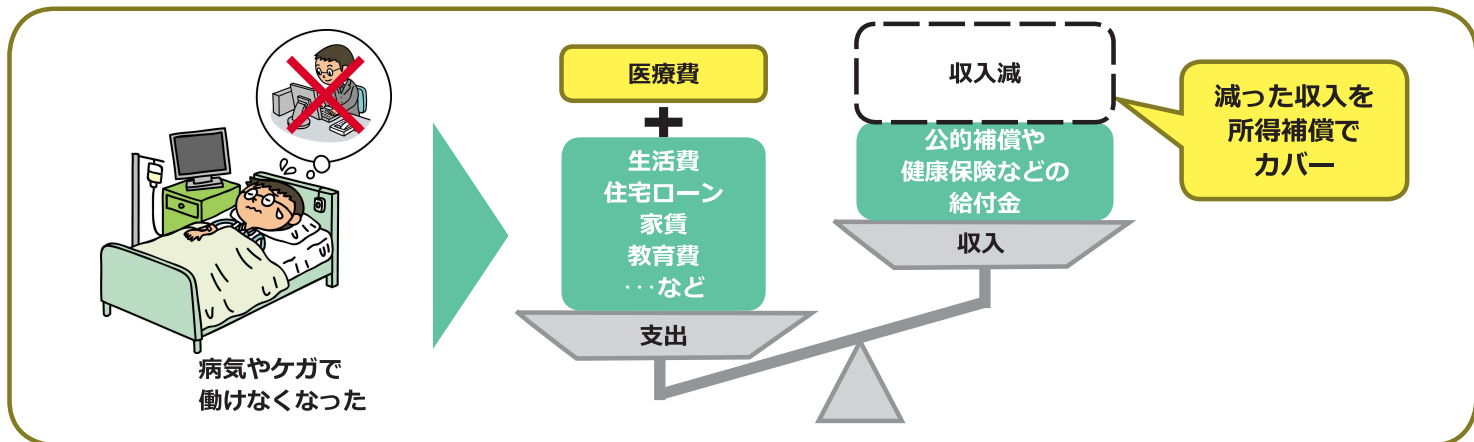


15%割引

退院患者の平均在院日数は、**26.3日!** ^{*1}

^{*1} 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」をもとに東京海上日動にて作成

＼ こんな時はおまかせください ＼



もしも病気やケガで働けなくなったら...

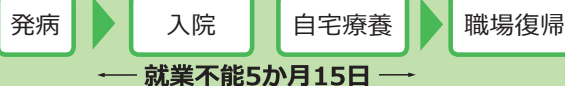
【2人以上の勤労者世帯の1世帯あたり】

1か月の生活費 全国平均約 **318,000円** ^{*1}



生活費の一部をお届けする保険をおすすめします!

【保険金お支払い事例】 病気で入院し、5か月15日間就業不能に!
Sタイプ(1口あたりの月額保険金額10万円)に10口加入の場合



<受取保険金額>

550万円

計算式：(100万円×5か月)+(100万円×15日/30日)

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々 **13,400円**
基本級別 1級の場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
^{*1} 出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」をもとに東京海上日動にて作成

万一の場合の所得の減少への備えとして「**所得補償**」をおすすめします。

病気やケガで働けなくなった場合に、最長1年保険金をお支払いします。^{*1}

^{*1} 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

✓ **自宅療養中も補償!**

✓ 所定の**精神障害**による就業不能も補償!
(精神障害補償特約(ハ))

✓ **地震・噴火**またはこれらによる**津波**でのケガも補償!
(天災危険補償特約)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「お手続きサイト」に掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：15%

型	本人型	
タイプ名	Sタイプ ^o	
職種	医師等 (基本級別1級)	
てん補期間*1	1年	
免責期間	0日	
加入限度口数	30口	
天災危険補償特約	○	
精神障害補償特約(八)	○	
所得補償保険金額(月額)	10万円	
保険料 (月払)	20～24歳	1,070円
	25～29歳	1,180円
	30～34歳	1,340円
	35～39歳	1,600円
	40～44歳	1,900円
	45～49歳	2,270円
	50～54歳	2,650円
	55～59歳	2,830円
	60～64歳	2,990円
	65～69歳	4,540円
	70～74歳	6,110円
	75～79歳	9,360円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(医師等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。保険料表に掲載されていない年齢の保険料につきましては代理店までお問い合わせください。

※「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*4」としてご加入いただける方は会員ご自身に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*5の平均月額をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*4 「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額*6」を控除したものをいいます。

*6 事業主の場合は、就業不能となっても支出を免れない経費(従業員給与賃金・地代・家賃・医療機器リース代・諸会費等)は控除額に含みません。